

投資信託財産で行うデリバティブ取引等のリスク管理方法について

2014年12月1日

一般社団法人投資信託協会規則「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第27条の3に基づき、当社が設定・運用する公募の投資信託財産において行うデリバティブ取引等のリスク管理方法について、下記のとおり、開示します。

記

1. デリバティブ取引等を価格変動リスクや為替変動リスクの回避等のヘッジ目的のみで行うことを投資信託約款で定めている場合には、簡便法※により管理します。
2. デリバティブ取引等をヘッジ目的以外でも行うことができることを投資信託約款で定めている場合には、標準的方式※、もしくは、VaR方式※により管理します。

以上

※は、下表のとおりです。

簡便法	各デリバティブ取引等の想定元本が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理する方法
標準的方式	金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、標準的方式の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が投資信託財産の純資産総額の80%を超えないように管理する方法
VaR方式	金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式に基づく市場リスク相当額の算出方法を用いて算出したリスク量が投資信託財産の純資産総額の80%を超えないように管理する方法